

制定 平成 25 年 11 月 27 日 原管廃発第 1311277 号 原子力規制委員会決定
改正 令和 元年 11 月 13 日 原規規発第 1910231 号 原子力規制委員会決定
改正 令和 3 年 9 月 29 日 原規規発第 2109292 号 原子力規制委員会決定

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈について次のように定める。

平成 25 年 11 月 27 日

原子力規制委員会

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈の制定について

原子力規制委員会は、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈を別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 12 月 18 日より施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 5 日から施行する。

附 則

この規程は、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則等の一部を改正する規則の施行の日（令和 3 年 10 月 21 日）より施行する。

(別添)

目 次

条	見出し	
第一条	適用範囲	
第二条	定義	
第三条	安全機能を有する施設の地盤	
第四条	地震による損傷の防止	
第五条	津波による損傷の防止	
第六条	外部からの衝撃による損傷の防止	
第七条	火災等による損傷の防止	
第八条	遮蔽等	
第九条	安全機能を有する施設の維持	
第十条	放射性廃棄物の回収	
第十一条	異常時の放射線障害の防止	
第十二条	中深度処分に係る廃棄物埋設地	
第十三条	ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地	
第十四条	放射線管理施設	
第十五条	監視測定設備	
第十六条	排水施設	
第十七条	廃棄施設	
第十八条	予備電源	
第十九条	通信連絡設備等	

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則に定める技術的要件を満足する技術的内容は、本解釈に限定されるものではなく、当該規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、当該規則に適合するものと判断する。

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
<p>(適用範囲)</p> <p>第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設について適用する。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この規則において使用する用語は、法及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第一号）において使用する用語の例による。</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 「安全機能」とは、廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、その機能の喪失により公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるものをいう。</p> <p>二 「安全機能を有する施設」とは、廃棄物埋設施設のうち、安全機能を有</p>	<p>第1条（適用範囲）</p> <p>1 第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成25年原子力規制委員会規則第30号）が適用される廃棄物埋設施設の設計、材料の選定、建設・施工及び検査に当たっては、原則として、現行国内法規に基づく規格及び基準によるものとする。ただし、外国の規格及び基準による場合又は規格及び基準で一般的でないものを適用する場合には、それらの規格及び基準の適用の根拠、国内法規に基づく規格及び基準との対比並びに適用の妥当性を明らかにする必要がある。</p> <p>なお、上記の「規格及び基準によるものとする」とは、廃棄物埋設施設について、設計、材料の選定、建設・施工及び検査に関して、準拠する規格及び基準を明らかにしておくことを意味する。</p> <p>第2条（定義）</p> <p>1 この規程において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「事業規則」という。）において使用する用語の例による。</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>するものをいう。</p> <p>三 「人工バリア」とは、廃棄物埋設地の構築物であって、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出の防止及び低減のための機能を有するものをいう。</p> <p>(安全機能を有する施設の地盤)</p> <p>第三条 安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。）は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。</p> <p>2 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。</p> <p>3 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地（安全機能を有する施設に限る。）は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。</p>	<p>第3条（安全機能を有する施設の地盤）</p> <p>1 第1項に規定する「安全機能を有する施設を十分に支持することができる」とは、安全機能を有する施設について、自重及び作業時の荷重等に加え、本規程第4条2の分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、接地圧に対する十分な支持性能を有する設計であることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「変形」とは、地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み並びに地震発生に伴う建物・構築物間の不等沈下、液状化及び揺すり込み沈下等の周辺地盤の変状をいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">このうち上記の「地震発生に伴う地殻変動によって生じる支持地盤の傾斜及び撓み」については、広域的な地盤の隆起又は沈降によって生じるもののほか、局所的なものを含む。これらのうち、上記の「局所的なもの」については、支持地盤の傾斜及び撓みの安全性への影響が大きいおそれがあるため、特に留意が必要である。</p> <p>3 第3項に規定する「変位」とは、将来活動する可能性のある断層等が活動することにより、地盤に与えるずれをいう。</p> <p style="padding-left: 2em;">また、同項に規定する「変位が生ずるおそれがない地盤に設け」とは、廃棄物埋設地が将来活動する可能性のある断層等の露頭がある地盤に設置された場合、その断層等の活動によって安全性に重大な影響を与えるおそれがあるため、当該廃棄物埋設地を将来活動する可能性のある断層等の露</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>(地震による損傷の防止)</p> <p>第四条 安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次項において同じ。）は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。</p> <p>2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。</p>	<p>頭がないことを確認した地盤に設置することをいう。</p> <p>なお、上記の「将来活動する可能性のある断層等」とは、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等をいう。その認定に当たって、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。</p> <p>また、「将来活動する可能性のある断層等」には、震源として考慮する活断層のほか、地震活動に伴って永久変位が生じる断層に加え、支持地盤まで変位及び変形が及ぶ地すべり面を含む。</p> <p>第4条（地震による損傷の防止）</p> <p>1 第1項及び第3項に規定する「地震力に十分に耐える」とは、ある地震力に対して施設全体としておおむね弾性範囲の設計がなされることをいう。この場合、上記の「弾性範囲の設計」とは、施設を弾性体とみなして応力解析を行い、施設各部の応力を許容限界以下にとどめることをいう。また、この場合、上記の「許容限界」とは、必ずしも厳密な弾性限界ではなく、局部的に弾性限界を超える場合を容認しつつも施設全体としておおむね弾性範囲にとどまり得ることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度」とは、地震により発生するおそれがある安全機能を有する施設の安全機</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>能の喪失（地震に伴って発生するおそれがある津波及び周辺斜面の崩壊等による安全機能の喪失を含む。）及びそれに続く放射線による公衆への影響を防止する観点から、各施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度（以下「耐震重要度」という。）をいう。安全機能を有する施設は、耐震重要度に応じて、以下に掲げるクラスに分類するものとする。</p> <p>一 Bクラス</p> <p>自ら放射性物質を内蔵している施設若しくは当該施設に直接関係しておりその機能喪失により放射性物質を外部に拡散する可能性のある施設又は地震に伴って発生するおそれがある津波による安全機能の喪失を防止するために必要となる施設であって、その破損により公衆に与える放射線の影響が事業規則第1条の2第2項第9号に規定する「周辺監視区域」外における年間の線量限度に比べ十分小さいものでないものをいう。</p> <p>二 Cクラス</p> <p>安全機能を有する施設のうち、Bクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設をいう。</p> <p>3 第1項及び第3項に規定する「地震力に十分に耐えること」を満たすために、安全機能を有する施設の耐震設計に当たっては、以下の方針によること。</p> <p>一 静的地震力に対しておおむね弾性状態にとどまる範囲で耐えること。</p> <p>二 廃棄物埋設地と廃棄物埋設地の附属施設のうち建物・構築物については、常時作用している荷重及び操業中に作用する荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、建築基準法等の安全上適切と認められる規格及び基準による許容応力度を許容限界とし、当該許容範囲を超えないこと。</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>3 中深度処分に係る廃棄物埋設地及び坑道（以下この項において「廃棄物埋設地等」という。）は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から閉鎖措置の終了までの間に当該廃棄物埋設地等に影響を及ぼすおそれがある地震によって作用する地震力に十分耐えることができるものでなければならない。</p> <p>（津波による損傷の防止）</p> <p>第五条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設</p>	<p>三 廃棄物埋設地の附属施設のうち機器・配管系については、操業中の荷重と静的地震力を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、応答が全体的におおむね弾性状態にとどまること。</p> <p>4 第2項に規定する「地震力」の算定に当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（原規技発第1306193号（平成25年6月19日原子力規制委員会決定））（以下「実用炉設置許可基準解釈」という。）別記2第4条4の方法を準用すること。</p> <p>5 第3項に規定する「当該廃棄物埋設地等に影響を及ぼすおそれがある地震によって作用する地震力」としては、廃棄物埋設地等の支持構造物等の評価を保守的なものとするため、第1項に規定する安全機能を有する施設に対して算定される地震力の中で最も厳しいもの（安全機能を有する施設（地上に設置された廃棄物埋設地の附属施設に限る。）に、上記2一のBクラスに分類されるものがある場合には当該施設に適用される地震力、Bクラスに分類されるものがない場合にはCクラスに分類される施設に適用される地震力とする。）を適用すること。ただし、ある発生した地震により安全機能を有する施設（地上に設置された廃棄物埋設地の附属施設に限る。）に生ずる地震力と、当該地震により当該廃棄物埋設地等に生ずる地震力との比率を、当該廃棄物埋設地等を設置する場所から地表面までの地盤構造及び地震動の増幅特性に基づき評価できる場合は、当該比率を考慮した地震力を適用することができる。</p> <p>第5条（津波による損傷の防止）</p> <p>1 第5条に規定する「大きな影響を及ぼすおそれがある津波」は、敷地及び</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>第六条 安全機能を有する施設（中深度処分に係る廃棄物埋設地を除く。次</p>	<p>その周辺地域における過去の記録、現地調査の結果、行政機関等が実施した津波シミュレーションの結果及び最新の科学的・技術的知見等を踏まえ、影響が最も大きいものとする。</p> <p>2 第五条に規定する「安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない」を満たすために、上記1の津波に対する廃棄物埋設施設の設計に当たっては、以下のいずれかの方針によること。</p> <p>一 安全機能を有する施設は、津波による遡上波が到達しない十分高い場所に設置すること。</p> <p>二 津波による遡上波が到達する高さにある場合には、遡上波によって安全機能を損なうおそれがないこと。「安全機能を損なうおそれがないこと」とは、遡上波による安全機能への影響を評価し、施設の一部の機能が損なわれることがあっても、廃棄物埋設施設全体として安全性が確保されることをいう。なお、「安全機能を損なうおそれがないこと」には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備を設置して、遡上波の到達又は流入を防止することを含む。</p> <p>3 上記2の遡上波の到達防止に当たっては、実用炉設置許可基準解釈別記3第5条3一②の方針を準用すること。</p> <p>4 上記2二の津波防護施設及び浸水防止設備並びに津波監視設備を設置する場合には、実用炉設置許可基準解釈別記3第5条3二及び五から七までの方針を準用すること。この場合において、これら規定中「発電所」とあるのは「廃棄物埋設施設」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条 (外部からの衝撃による損傷の防止)</p> <p>1 第1項に規定する「想定される自然現象」とは、廃棄物埋設施設の敷地及</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>項において同じ。)は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)であってその供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p>2 安全機能を有する施設は、事業所又はその周辺において想定される廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)のうち、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがあるものに対して安全機能を損なわないものでなければならない。</p> <p style="text-align: center;">(火災等による損傷の防止)</p> <p>第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により安全機能を有する施設の安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。</p> <p>一 火災及び爆発の発生を防止すること。</p> <p>二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。</p> <p>三 火災及び爆発の影響を軽減すること。</p>	<p>びその周辺の自然環境を基に、最新の科学的・技術的知見に基づき、洪水、地すべり、火山の影響等から適用されるものをいう。なお、必要のある場合には、異種の自然現象の重畳を考慮すること。</p> <p>2 第2項に規定する「廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く。)」とは、敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、ダム の崩壊等をいう。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「安全機能を損なわないもの」とは、安全機能が達成されること(安全上支障のない期間内において速やかに修復できることが確実であることを含む。)をいう。</p> <p>第7条(火災等による損傷の防止)</p> <p>1 第1号については、廃棄物埋設施設は、実用上可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計であること。なお、廃棄物埋設施設において可燃性物質を使用する場合又は可燃性ガスが発生するおそれがある場合は、火災・爆発を防止するため、着火源の排除(静電気の帯電防止等)、可燃性ガスの滞留防止、異常な温度上昇の防止、可燃性物質の漏えい防止及び漏れ込み防止等の措置を講じた設計であること。</p> <p>2 第2号については、廃棄物埋設施設には、火災・爆発の発生を早期に感知し、及び消火するために、必要に応じて、火災・爆発の検知・警報設備、消火設備等が設けられていること。</p> <p>3 第3号については、廃棄物埋設施設は、火災・爆発の影響を軽減するために、換気設備の分離、防火区画の設置等の措置を講じた設計であること。</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>(遮蔽等)</p> <p>第八条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。</p> <p>3 廃棄物埋設施設は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならない。</p> <p>(安全機能を有する施設の維持)</p> <p>第九条 中深度処分に係る廃棄物埋設地の附属施設（安全機能を有する施設</p>	<p>第8条（遮蔽等）</p> <p>1 第1項に規定する「線量を十分に低減できる」とは、平常時における廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線により公衆の受ける線量が、第13条第1項第1号及び第2号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出」及び第17条第1項に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質」の放出により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、As Low As Reasonably Achievable（ALARA）の考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下であることをいう。</p> <p>2 第2項に規定する「線量を低減できる」とは、次のことをいう。</p> <p>一 管理区域においては、放射線業務従事者の受ける線量が、放射線業務従事者の線量限度を超えないものであること。</p> <p>二 管理区域以外の人立ち入る場所に滞在する者の線量が、公衆の線量限度以下になるようにすること。</p> <p>3 第1項及び第2項については、ALARAの考え方の下、放射線業務従事者の作業性等を考慮して、遮蔽、機器の配置、遠隔操作、放射性物質の漏えい防止、換気等、所要の放射線防護上の措置を講じた設計がなされていること。</p> <p>4 第3項に規定する「飛散防止のための措置」とは、誤操作や機器の故障による放射性廃棄物の落下防止のための措置、落下物による放射性廃棄物の損傷防止のための措置その他必要な措置をいう。</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>に限る。)は、当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。</p> <p>(放射性廃棄物の回収)</p> <p>第十条 中深度処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間において、健全性が損なわれ、又はそのおそれがある廃棄体を回収する措置を講ずることができるものでなければならない。</p> <p>(異常時の放射線障害の防止)</p> <p>第十一条 安全機能を有する施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、当該安全機能を有する施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。</p> <p>(中深度処分に係る廃棄物埋設地)</p> <p>第十二条 中深度処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満</p>	<p>第10条 (放射性廃棄物の回収)</p> <p>1 第10条に規定する「埋設の終了」とは、廃棄物埋設地に土砂等を充填することによりその埋め戻しが終了することをいう。</p> <p>2 第10条に規定する「廃棄体を回収する措置を講ずることができる」とは、廃棄体を安全に回収するための措置を講ずること及び回収した廃棄体を一時的に保管し必要な措置を講ずるための施設を設置することが技術的に可能であることをいう。</p> <p>第11条 (異常時の放射線障害の防止)</p> <p>1 第11条に規定する「異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないもの」とは、以下の異常の発生の可能性を検討し、異常が発生した場合における敷地周辺の公衆への実効線量の評価値が5ミリシーベルト以下であることをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 誤操作による放射性廃棄物の落下等に伴う放射性物質の飛散 ② 廃棄物埋設施設内の火災及び爆発による影響 ③ その他機器等の破損、故障、誤動作又は操作員の誤操作等に伴う放射性物質の外部放出等であって、公衆の放射線被ばくの観点から重要な異常 <p>第12条 (中深度処分に係る廃棄物埋設地)</p> <p>1 第1項第1号の規定は、廃棄物埋設地の位置について、次のことを求め</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>たすものでなければならない。</p> <p>一 断層運動、火山現象その他の自然現象により人工バリアの著しい損傷が生じるおそれがないものであること。</p> <p>二 侵食により地表からの深さが七十メートル未満に減少するおそれがないものであること。</p> <p>三 鉱物資源又は発電の用に供する地熱資源の掘採が行われるおそれがないものであること。</p> <p>四 人工バリアを設置する方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始後において廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能を有するものであること。</p> <p>五 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、埋設した放射性廃棄物に含有される化学物質その他の化学物質により廃棄物埋設地の安全機能が損なわれないものであること。</p> <p>六 廃止措置の開始までに廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。</p> <p>2 中深度処分に係る廃棄物埋設地の安全設計は、廃棄物埋設地の周辺の環境、構造その他の主要な事項において異なる内容を含む複数の案（廃止措置の終了後における当該廃棄物埋設地の外への放射性物質の移動（当該移動した放射性物質の更なる移動を含む。）を十分に抑制することができる設計に限る。）を比較検討した上で、策定されたものでなければならない。</p>	<p>ている。</p> <p>一 人工バリアを、次に掲げる断層等を避けて設置すること。</p> <p>① 後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等のうち震源として考慮する活断層</p> <p>② 上記①の活断層の活動に伴い損傷を受けた領域</p> <p>③ 後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等のうち地震活動に伴って永久変位が生じる断層及び変位を及ぼす地すべり面</p> <p>④ 上記①及び③の断層等以外のものであって規模が大きい断層</p> <p>ここで、後期更新世以降（約12～13万年前以降）の活動が否定できない断層等の認定に当たって、後期更新世（約12～13万年前）の地形面又は地層が欠如する等、後期更新世以降の活動性が明確に判断できない場合には、中期更新世以降（約40万年前以降）まで遡って地形、地質・地質構造及び応力場等を総合的に検討した上で活動性を評価すること。なお、活動性の評価に当たって、設置面での確認が困難な場合には、当該断層の延長部で確認される断層等の性状等により、安全側に判断すること。</p> <p>二 人工バリアは、廃棄物埋設地の建設・施工時において上記③及び④の断層等が発見された場合には、当該断層等を避けて設置するとの方針としていること。</p> <p>三 廃棄物埋設地を、次に掲げる場所を避けて設置すること。</p> <p>① マグマの貫入による人工バリアの破壊が生ずるような第四紀（現在から約258万年前まで）における火山活動に係る火道、岩脈等の履歴が存在する場所</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>② 第四紀に活動した火山の活動中心からおおむね15キロメートル以内の場所</p> <p>四 上記一～三までに規定するもののほか、人工バリアに著しい損傷を生じさせるおそれのある自然現象が発生するおそれがないこと。</p> <p>2 第1項第2号の規定は、廃棄物埋設地の位置について、隆起・沈降及び気候変動による大陸氷床量の増減に起因する海水準変動を考慮した侵食（廃棄物埋設地の近くに、河川がある場合は下刻の進展に伴って谷幅が広がる側方の侵食も考慮し、海岸がある場合は海食による侵食も考慮する）による10万年間の深度の減少を考慮しても、10万年後において廃棄物埋設地を鉛直方向に投影した地表面のうち、最も高度の低い地点から廃棄物埋設地の頂部までの距離が70メートル以上であることを求めている。</p> <p>3 第1項第3号の規定は、廃棄物埋設地の位置について、資源利用のための掘削が行われる可能性がある十分な量及び品位の鉱物資源の鉱床の存在を示す記録が存在しないこと並びに地温勾配が著しく大きくないことを求めている。ここで「鉱物資源」とは、鉱業法（昭和25年法律第289号）第3条第1項に規定されているものをいう。</p> <p>4 第1項第4号に規定する「人工バリア」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 人工バリアを設置する環境において（材料管理及び施工管理の方法の見通しを含め）技術的に施工可能なものであること。</p> <p>二 埋設する放射性廃棄物の性状、当該放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質の特性（放射能濃度、放射エネルギー、半減期及び移動に係るものをいう。）及び人工バリアを設置する環境並びに設計時点における国内外の関連技術等を踏まえて、劣化及び損傷に対する抵抗性に優れたもので</p>

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則	第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈
	<p>あること。</p> <p>三 廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する機能が、当該人工バリアの地下水の浸入を抑制する機能、放射性物質を収着する機能その他の特性のうち、一つのものに過度に依存しないものであること。</p> <p>5 第1項第4号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を防止する」とは、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の終了までの間、地下水の浸入を防止する構造及び放射性物質の漏出を防止する構造が相まって、廃棄物埋設地から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成することをいう。</p> <p>6 第1項第5号に規定する「安全機能が損なわれないものであること」とは、放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設され、又は設置された物が含有する可燃性の化学物質、可燃性ガスを発生する化学物質その他の化学物質の性質及び量に応じて、廃棄物埋設地の安全機能に有意な影響を及ぼさないよう対策を講じたものであることをいう。</p> <p>7 第1項第6号については、埋設の終了後300～400年以内を目安とし、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。</p> <p>8 第1項第6号に規定する「廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること」とは、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 廃止措置の開始後から数10万年を経過するまでの間において海水準変動に伴う侵食の影響を受けるおそれがある場所に廃棄物埋設地を設置する場合には、廃止措置の開始後から10万年が経過した時点において、放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設さ</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>れ、又は設置された物が混合したものと公衆との接近を仮定した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が20ミリシーベルト／年を超えないこと。</p> <p>二 設計時点における知見に基づき、廃棄物埋設地の基本設計について、次に掲げる各シナリオに基づき、埋設した放射性廃棄物が廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響を評価した結果、それぞれの基準を満たすこと。</p> <p>これらの評価は、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の記録や、現地調査等の最新の科学的・技術的知見に基づき行うこと。</p> <p>イ 自然事象シナリオ</p> <p>自然現象による放射性物質の廃棄物埋設地の外への漏出、天然バリア（廃棄物埋設地の外に漏出した放射性物質の移動を抑制する機能を有する岩盤等をいう。以下同じ。）中の移動、河川等への移動及び現在の廃棄物埋設地周辺の人の生活様式等を考慮したシナリオ（廃棄物埋設地の掘削を伴うものを除く。）を対象とする。シナリオの設定等は次のとおりとし、当該シナリオについて評価される公衆の受ける線量が、300マイクロシーベルト／年を超えないこと。</p> <p>(1) 被ばくに至る経路、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの設定等は次のとおりとする。</p> <p>① 被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、科学的に合理的な範囲において最も厳しいものを選定する。</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>② 人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、科学的に合理的な範囲における組み合わせのうち最も厳しい設定とする。</p> <p>(2) 同一の事業所内に複数の廃棄物埋設地の設置が予定される場合は、これらいずれの廃棄物埋設地においても、埋設した放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動するものとして、線量の評価を行う。</p> <p>(3) 評価の対象とする期間は、廃止措置の開始後から公衆が受ける線量として評価した値の最大値が出現するまでとする。ただし、上記一に規定する評価を行った結果、評価される公衆の受ける線量が20ミリシーベルト/年を超えない場合においては、廃止措置の開始後から公衆が受ける線量として評価した値の最大値が出現するまで又は10万年が経過するまでのうちいずれか短い期間とする。</p> <p>ロ ボーリングシナリオ</p> <p>廃止措置の終了直後における一回の鉛直方向のボーリングによって廃棄物埋設地が損傷し、人工バリア及び第1項第4号に規定する機能と同等の機能を有するものにより区画された領域の放射性物質が漏えいすることを仮定した設定に基づき、評価される公衆の受ける線量が20ミリシーベルト/年を超えないこと。この際、区画別放射エネルギーが最も多くなる区画が損傷するとして評価すること。</p> <p>9 第2項の規定は、中深度処分の廃止措置の終了後における公衆の受ける線量の評価について不確実性が大きいことを踏まえ、当該線量を実行可能な範囲でできる限り低減することを目的として、複数の設計の案を比較検討し、放射性物質の移動を抑制する性能に優れた設計を策定することを求</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>めている。設計の策定は次に掲げる手順により実施すること。</p> <p>一 以下を満たす複数の設計の案を策定する。</p> <p>イ それぞれの設計が廃棄物埋設地を設置する岩盤等の水理地質構造、区画別放射エネルギー、人工バリアの基本的な構造及び仕様において互いに異なる内容を含むこと。</p> <p>ロ 廃止措置の終了後における廃棄物埋設地の外への放射性物質の移動（当該移動した放射性物質の更なる移動を含む。）を十分に抑制することにより、上記八二イの自然事象シナリオについて次のとおり設定し評価した公衆の受ける線量を十分に低減できること。</p> <p>① 被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、最も可能性が高い、又は保守的な設定とする。</p> <p>② 人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、不確実性を考慮した上で科学的に通常起こり得る範囲（この範囲内の状態を「通常の状態」という。）において保守的な設定とする。ただし、当該範囲を定められない場合は、科学的に合理的な範囲で最も厳しい設定とする。</p> <p>ハ 法第51条の2第1項第2号の許可を受けようとする者が実行可能であること。</p> <p>二 上記一を満たす設計の案の中から、上記一ロについて人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの設定を通常の状態において最も可能性が高いものとし評価した公衆の受ける線量が最も小さくなる設計又</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>(ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地)</p> <p>第十三条 ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、次の各号に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 ピット処分に係る廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法により、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間には廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する機能、埋設の終了から廃止措置の開始までの間には廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。</p>	<p>はその他の理由で廃止措置の終了後における当該廃棄物埋設地の外への放射性物質の移動を抑制する性能（当該移動した放射性物質の更なる移動を抑制する性能を含む。）が最も優れた設計を選定する。</p> <p>第13条（ピット処分又はトレンチ処分に係る廃棄物埋設地）</p> <p>1 第1項第1号に規定する「外周仕切設備を設置する方法、その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法」及び第2号に規定する「その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法」とは、以下の設計をいう。</p> <p>一 埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質の性質及び放射能濃度に応じて、設計時点において合理的かつ利用可能な最善の建設・施工技術によるものであること。</p> <p>二 劣化・損傷に対する抵抗性を考慮すること。</p> <p>三 劣化・損傷が生じた場合にも機能が維持できる（安全上支障のない期間内において速やかに修復できることが確実であることを含む。）構造・仕様であること。</p> <p>2 第1項第1号に規定する「廃棄物埋設地の限定された区域からの放射性物質の漏出を防止する」とは、雨水や地下水の浸入を防止する構造及び放射性物質の漏出を防止する構造が相まって、廃棄物埋設地の限定された区域から放射性物質が漏えいしない状況（工学的に有意な漏えいがない状況）を達成することをいう。</p> <p>3 第1項第1号に規定する「廃止措置の開始まで」とは、埋設の終了後300～400年以内を目安とする。</p> <p>4 第1項第1号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>二 トレンチ処分に係る廃棄物埋設地は、その表面を土砂等で覆う方法その他の人工バリアを設置する方法により、廃棄物埋設地への雨水及び地下水の浸入を十分に抑制し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減する機能を有するものであること。</p> <p>三 埋設する放射性廃棄物に含まれる放射性物質（ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八に限る。）について、その総放射能量をメガベクレル単位で表した数値を当該放射性廃棄物、人工バリア、土砂その他の廃棄物埋設地に埋設し、又は設置する物の重量をトン単位で表した数値で除して得た値が一を超えず、かつ、当該廃棄物埋設地内における当該放射性物質の分布がおおむね均一であること。</p> <p>四 前条第一項第五号及び第六号に定めるものであること。</p> <p>2 前項第一号及び第二号の規定は、製錬施設、加工施設（その燃料材にウラン・プルトニウム混合酸化物を含む燃料体の加工を行うものを除く。）及び使用施設等（核燃料物質（ウラン及びその化合物に限る。）又は当該核燃料</p>	<p>減する機能」は、地下水の浸入を抑制する機能、放射性物質を収着する機能等の機能のうち、一つのものに過度に依存しないものであること。</p> <p>5 第1項第1号及び第2号の「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出を低減」については、平常時における廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出に伴う公衆の受ける線量が、第8条第1項に規定する「廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量」及び第17条第1項に規定する「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質」の放出により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下であること。</p> <p>6 第1項第2号に規定する「廃止措置の開始まで」とは、埋設の終了後50年程度を目安とする。</p> <p>7 第1項第3号の「廃棄物埋設地内における当該放射性物質の分布がおおむね均一」とは、廃棄物埋設地内を体積が同程度である複数の区域に区分した場合にそのいずれにおいても、ウラン（ウラン二三四、ウラン二三五及びウラン二三八に限る。）の放射能濃度が10メガベクレル毎トンを超えないことをいう。</p> <p>8 第1項第4号に規定する「前条第一項」「第六号に定めるものであること」とは、設計時点における知見に基づき、廃棄物埋設地の基本設計について、次に掲げる各シナリオに基づき、埋設した放射性廃棄物が廃止措置の開始後に公衆に及ぼす影響を評価した結果、それぞれの基準を満たすものであることをいう。</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>物質によって汚染された物を専ら取り扱うものに限る。)のいずれかを設置した工場又は事業所において生じた放射性廃棄物の埋設を専ら行う廃棄物埋設地については、適用しない。</p>	<p>これらの評価は、廃棄物埋設施設の敷地及びその周辺に係る過去の記録や、現地調査等の最新の科学的・技術的知見に基づき行うこと。</p> <p>一 自然事象シナリオ</p> <p>自然現象による放射性物質の廃棄物埋設地からの漏出、天然バリア中の移動、河川等への移動及び現在の廃棄物埋設地周辺の人の生活様式等を考慮したシナリオ（廃棄物埋設地の掘削を伴うものを除く。）に基づき評価される公衆の受ける線量が、イの最も厳しいシナリオによる評価において300マイクロシーベルト/年を超えず、ロの最も可能性が高いシナリオによる評価において10マイクロシーベルト/年を超えないこと。この際、同一の事業所内に複数の廃棄物埋設地の設置が予定される場合は、これらいずれの廃棄物埋設地においても、埋設した放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動するものとして、線量の評価を行うこと。評価の対象とする期間は廃止措置の開始後1000年が経過するまでの期間とすること。なお、当該期間以降において公衆の受ける線量が著しく高くないことを確認すること。</p> <p>イ 最も厳しいシナリオ</p> <p>被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、科学的に合理的な範囲において最も厳しいものを選定し、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、科学的に合理的な範囲における組み合わせのうち最も厳しい設定とする。</p> <p>ロ 最も可能性が高いシナリオ</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
	<p>被ばくに至る経路は、放射性廃棄物に含まれる主要な放射性物質が廃棄物埋設地の外へ移動し、更に天然バリア中を移動して生活環境に至るまでの経路及び生活環境において公衆が被ばくするまでの主要な放射性物質の経路について、最も可能性が高いものを選定し、人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータは、最も可能性が高い設定とする。ただし、被ばくに至る経路の選定並びに人工バリア及び天然バリアの状態に係るパラメータの設定について、より保守的なものとするを妨げない。</p> <p>二 人為事象シナリオ</p> <p>廃止措置の終了直後における廃棄物埋設地の掘削を伴う土地利用を考慮したシナリオに基づき、評価される公衆（廃棄物埋設地の掘削を行う者及び掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者に限る。）の受ける線量が、ピット処分にあつては1ミリシーベルト／年、トレンチ処分にあつては300マイクロシーベルト／年をそれぞれ超えないこと。ただし、外周仕切設備等と同等の掘削抵抗性を有する設備を設置したトレンチ処分にあつては1ミリシーベルト／年を超えないこと。このシナリオにおける被ばくに至る経路は、現在の廃棄物埋設地周辺における一般的な地下利用を含む土地利用を考慮した現実的なものを選定することとし、廃止措置の終了までの間における廃棄物埋設地からの放射性物質の漏出はないものとする。掘削された廃棄物埋設地の土地利用を行う者の評価においては、廃止措置の終了後における天然バリアの状態及び人工バリアのうち掘削されていない部分の状態に係るパラメータは最も可能性が高い設定とし、現在の廃棄物埋設地周辺の人の生活様式等を考慮する。ただし、被ばくに至る経路の選定並びに天然バリアの状態及び人工バリアのうち</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>(放射線管理施設)</p> <p>第十四条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。</p> <p>一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。</p> <p>二 放射線から放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第十五条 事業所には、次に掲げる事項を監視し、及び測定し、並びに必要な情報(第二号に掲げる事項に係るものに限る。)を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。</p> <p>一 中深度処分を行う場合にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質、ピット処分又はトレンチ処分を行う場合にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量</p>	<p>掘削されていない部分の状態に係るパラメータの設定について、より保守的なものとするを妨げない。第2項が適用される場合には、本シナリオによる評価は要しない。</p> <p>第14条(放射線管理施設)</p> <p>1 第14条に規定する「放射線管理施設」とは、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行う施設並びに放射線業務従事者等の個人被ばく管理に必要な線量計等の機器をいう。</p> <p>2 第2号に規定する「必要な情報を適切な場所に表示する」とは、管理区域における放射線量、空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を、管理区域に立ち入る者が安全に認識できる場所に表示することをいう。</p> <p>第15条(監視測定設備)</p> <p>1 第1号に規定する「廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質」及び「廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量」を監視し、及び測定できる設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 中深度処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質を監視及び測定できる設計であること。</p> <p>二 ピット処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れ</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量</p>	<p>の開始から埋設の終了までの間にあっては廃棄物埋設地の限定された区域から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、埋設の終了から廃止措置の開始までの間にあっては廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を、それぞれ監視及び測定できる設計であること。</p> <p>三 トレンチ処分に係る廃棄物埋設施設は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設地から漏えいする放射性物質の濃度又は線量を監視及び測定できる設計であること。</p> <p>2 上記1の設備は、次に掲げる要件を満たすものをいう。</p> <p>一 測定期間及び使用環境に適応して実用上必要な精度で監視及び測定ができる性能を有し、かつ、人工バリア及び天然バリアの機能を著しく損わないものであること。</p> <p>二 廃止措置の開始以降において設備を設置した場所を經由した放射性物質の異常な漏えいが生じるおそれがある場合は、異常な漏えいが生じないよう当該設備の解体及び埋戻しを行うことができるものであること。</p> <p>3 第1号に規定する「廃棄物埋設地からの放射性物質の漏えいの徴候を示す物質」とは、設置した人工バリアの破損等に伴い著しい変化が生じる地下水の成分、人工バリアの異常な劣化を検知するために用いるトレーサーをいう。</p> <p>4 第2号に規定する「事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量」を監視し、及び測定できる設備は、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による周辺環境における放射線量並びに操業に伴い周辺環境に放出される放射性物質の濃度等を監視及び測</p>

<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p>第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>三 地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況</p> <p>(排水施設)</p> <p>第十六条 中深度処分に係る廃棄物埋設施設には、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から埋設の終了までの間、廃棄物埋設地の水没により当該廃棄物埋設地の安全機能が損なわれることを防止するための施設を設けなければならない。</p> <p>(廃棄施設)</p> <p>第十七条 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、廃棄物埋設施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力</p>	<p>定できる設計であること。</p> <p>5 第3号に規定する「地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周囲の状況」を監視し、及び測定できる設備は、事業規則第19条の2に規定する定期的な評価等に必要データを取得するため、人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等の監視及び測定項目を選定し、埋設する放射性廃棄物の受入れの開始から廃止措置の開始までの間において、監視及び測定できる設計であること。ただし、実際の環境と類似した環境下での原位置試験等の間接的な方法により人工バリア及び天然バリアの機能並びにこれらに影響を及ぼす地下水の状況等のデータを取得できる場合は、当該方法によることができる。</p> <p>第16条 (排水施設)</p> <p>1 第16条に規定する「廃棄物埋設地の水没により当該廃棄物埋設地の安全機能が損なわれることを防止するための施設」とは、坑道及び廃棄物埋設地への雨水及び地下水の流入量を踏まえて、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合においても使用することができる予備電源（停電等の外部電源系の機能喪失時に、排水設備を少なくとも7日間作動するために十分な容量及び信頼性を有する常設のものをいう。）を設けた排水施設をいう。</p> <p>第17条 (廃棄施設)</p> <p>1 第1項の「周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減」については、平常時に周辺環境に対して放出される放射性物質による公衆の受ける線量が、第8条第1項に規</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。</p> <p>2 廃棄物埋設施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（予備電源）</p> <p>第十八条 安全機能を有する施設（その安全機能を維持するために電気の供給が必要なものに限る。）には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、当該安全機能を維持するために必要な監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（通信連絡設備等）</p> <p>第十九条 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>2 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所外の</p>	<p>定する「廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量」及び第13条第1項第1号及び第2号に規定する「廃棄物埋設地の外への放射性物質の漏出」により公衆の受ける線量を含め、法令に定める線量限度を超えないことはもとより、ALARAの考え方の下、実効線量で50マイクロシーベルト／年以下であること。</p> <p>2 第2項については、放射性廃棄物の保管廃棄施設は、廃棄物埋設施設から発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量が十分であるとともに、放射性物質による汚染の拡大防止を考慮して設計されていること。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「保管廃棄する施設」とは、事業規則第2条第1項第2号ヌに規定する廃液槽及び保管廃棄施設をいう。</p> <p style="text-align: center;">第18条（予備電源）</p> <p>1 第18条に規定する「予備電源」とは、停電等の外部電源系の機能喪失時に、監視、警報、通信連絡等に必要な設備・機器を作動するために十分な容量及び信頼性のある常設の予備電源をいう。なお、予備電源については、廃棄物埋設施設における事故・異常発生時において緊急を要する事態が想定されない場合は、仮設電源（可搬型）によることができる。</p> <p style="text-align: center;">第19条（通信連絡設備等）</p> <p>1 第1項に規定する「通信連絡設備」とは、事業所内各所への作業又は退避の指示等の連絡を、ブザー鳴動等により行うことができる装置及び音声により行うことができる設備をいう。なお、廃棄物埋設地については、必ずしも警報装置を設けることを要しない。</p> <p>2 第2項に規定する「通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができる」</p>

<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施の位置、構造及び設備 の基準に関する規則</p>	<p style="text-align: center;">第二種廃棄物埋設施の位置、構造及び設備 の基準に関する規則の解釈</p>
<p>通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。</p> <p>3 廃棄物埋設施には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。</p>	<p>とは、事業所外必要箇所への異常の発生等に係る連絡を音声により行うことができる通信連絡設備を使用できることをいう。</p> <p>3 第1項及び第2項に規定する「通信連絡設備」は、必要に応じて、それぞれ異なる手段により通信連絡できるものであること。</p> <p>4 第3項に規定する「事業所内の人の退避のための設備」とは、次に掲げるものをいう。なお、避難用の照明については、廃棄物埋設施における異常発生時において緊急時の避難を要する事態が想定されない場合は、可搬型の仮設照明によることができる。</p> <p>一 中深度処分にあつては、通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を設けた安全避難通路（異常発生時に避難する者の安全確保策を講ずることができるものに限る。以下同じ。）であつて放射性廃棄物の運搬に用いる通路とは別の地下から地上への退避のための通路並びに地下における待避区域及び通常の換気用電源喪失時においても機能する換気設備及び呼吸補助器</p> <p>二 ピット処分及びトレンチ処分にあつては、通常の照明用電源喪失時においても機能する避難用の照明及び単純、明確かつ永続的な標識を付けた安全避難通路</p>